

岸和田市農業委員会の委員の推薦の求め及び募集に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岸和田市農業委員会の委員及び岸和田市農地利用最適化推進委員等の定数を定める条例（平成28年岸和田市条例第32号）に規定された岸和田市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）の候補者の推薦及び募集並びに選任の手続きについて、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」と言う。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(募集等の時期及び期間)

第2条 募集等の時期は、農業委員の任期満了日前であって、手続に必要な期間を考慮して市長が定める時又は欠員により補充が必要となったときとする。

2 募集の期間は、原則として24日間以上とする。ただし、急を要する特別な事情があるときは、この限りでない。

(募集等の方法)

第3条 募集の方法は農業者、農業者が組織する団体その他の関係者の推薦及び募集に対する応募とする。

(推薦及び応募の資格)

第4条 農業委員の候補者として推薦を受ける者及び募集に応募するものは、農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうち、その職務を適切に行うことができる者とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものを除く。

- (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 岸和田市暴力団排除条例（平成25年6月27日条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員と認められる者及び第2条第3号に規定する暴力団密接関係者と認められる者

(募集等の周知)

第5条 農業委員の募集等に当たっては、次の方法により公表し、周知するものとする。

- (1) 岸和田市農業委員会掲示板への公示
- (2) 市ホームページ
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認められる方法

(推薦手続)

第6条 法第9条第1項の規定による推薦の求めに応じる者は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める届出書及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 個人が推薦する場合 岸和田市農業委員会委員推薦届出書（個人用）（様式第1号）
- (2) 法人又は団体が推薦する場合 岸和田市農業委員会委員推薦届出書（組織用）（様式第2号）

(応募手続)

第7条 農業委員の募集に応募をしようとする者は、岸和田市農業委員応募申込書（様式第3号）及びその他市長が必要と認める書類を添えて、市長へ提出するものとする。

(募集等の状況の公表)

第8条 法第19条第2項の規定に基づく公表は、公示、市ホームページ等により募集等の期間の中間及び終了後に遅滞なく行うものとする。

(候補者の評価)

第9条 第6条及び第7条の規定に基づき推薦を受けた者及び応募したものについて、その人数が募集人数を超えた場合又は市長が必要と認めた場合には、市長は、岸和田市農業委員会の農業委員候補者評価委員会設置及び運営要綱の規定に基づく岸和田市農業委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）に農業委員の候補者（以下「候補者」という。）の評価を求めものとする。

(任命)

第10条 市長は、募集等の結果を尊重するとともに、前条の規定により候補者の評価を求めた場合には、その報告を尊重の上、議会の同意を経て、農業委員を任命するものとする。

2 市長は、前項の規定により農業委員を任命したときは、その結果を推薦した者及び応募した者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により任命された農業委員を公示するとともに、市ホームページ等により公表するものとする。

(補充)

第11条 解嘱、失職及び辞任による欠員が農業委員の定数の3分の1を超えた場合又は運営に著しく影響を及ぼすおそれがあると認められる場合には、この要綱の規定に基づき、速やかに補充するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、平成29年2月9日から施行する。